

## 鳥取市地域活動支援センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域活動支援センター運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。（以下「規則」という。））に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域活動支援センターの適正かつ円滑な運営を確保することにより、障がい者等の地域生活の支援を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）を満たす地域活動支援センターを運営する医療法（昭和23年法律第205号）第44条の規定により設立された医療法人であって、地域活動支援センター設置届書（様式第1号）により市長に当該地域活動支援センターの設置を届け出たものとする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域活動支援センターの運営に要する経費のうち、別表左覧に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 本補助金は、地域活動支援センターの運営に要する経費のうち、あらかじめ関係市町で定めた負担対象・負担割合に応じ算定された本市が負担すべき額について、補助対象経費と地域活動支援センターの運営に要する経費の総額から本補助金以外の収入の額を控除した額とのいずれか低い額（別表右欄に掲げる基準額を限度額とする。また、1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以下で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条に定める交付申請は、本補助金の交付を受けようとする年度の4月30日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合には、市長が別に定める日までに行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に定める実績報告は、本補助金の交付に係る事業の完了の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成18年11月27日から施行し、平成18年度の補助事業から適用する。

(平成18年度における交付申請の特例)

- 2 平成18年度に限り、本補助金の交付の申請に係る第6条の規定の適用については、同条中「4月10日」とあるのは、「12月31日」とする。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象経費	基準額
施設を運営するために必要な職員の給料、職員手当（扶養手当、管理職手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、単身赴任手当等）、共済費及び賃金並びに施設を運営するのに必要な修繕費その他の事務の執行に伴う報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	次に掲げるところにより算定した額の合計額 (1)機能強化部分 精神保健福祉士人件費 4,000千円／人役・年 (2)基礎的部分（機能強化部分を除き、指導員等人件費を含む。） 8,000千円／年・箇所

様式第1号(第3条関係)

地域活動支援センター設置届出書

年 月 日

鳥取市長

様

住所  
設置主体 名称  
代表者

㊟

次のとおり、地域活動支援センターを設置したいので届け出ます。

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 電話番号
- 4 設置年月日(予定)
- 5 指導員等の配置状況
  - (1) 施設長氏名 \_\_\_\_\_ (常勤・非常勤)
  - (2) 指導員氏名 \_\_\_\_\_ (常勤・非常勤)
  - \_\_\_\_\_ (常勤・非常勤)
  - \_\_\_\_\_ (常勤・非常勤)
- 6 土地 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (所有地・借地)
- 7 建物 造 階建て \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (所有・賃貸)
- 8 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 事業予算書
  - (3) 土地、建物が借用の場合は、賃借契約書の写し
  - (4) 建物の平面図
  - (5) 各部屋の写真
  - (6) 指導員等の経歴書